

公益社団法人日本複製権センター定款

制定 2012年4月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本複製権センター(英語名 Japan Reproduction Rights Center) という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(従たる事務所)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、著作物の複製及び複製物の公衆への送信に関する権利を保護し、著作物の公正利用の促進を図り、あわせて著作権思想の普及に努め、もって学術及び文化の発展及び普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業
 - 二 著作権思想の普及及び調査研究に関する事業
 - 三 著作物の利用に係る相談、助言に関する事業
- 2 前項第一号及び第三号の事業はこの法人の主たる事務所において、同第二号は日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人は次の会員をもって構成する。

- 一 正会員 複製権等を有する者から権利行使の委託を受け複製等の管理を業として行うもの又はその連合体のうち、この法人に当該権利行使の委託をし、かつ、この法人の目的に賛同して入会したもの
 - 二 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を援助するもの
- 2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」と

いう。)上の社員とする。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員は、会員権を行使する代表者（以下「代表者」という。）を定めて、届け出なければならない。代表者を変更したときも同様とする。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の会員は、別に定める会費規程に基づき、入会金と年会費を支払う義務を負う。

2 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 後見開始又は補佐開始の審判を受けたとき、又は破産の宣告を受けたとき
- 三 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき
- 四 3年間以上前条の会費を滞納したとき
- 五 除名されたとき
- 六 総正会員の同意があったとき

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。この場合、総会で議決する前に総会の場において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この法人の定款又は規則に違反する行為があったとき
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
- 三 この法人の会員としての義務に違反したとき
- 四 その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 第1項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

- 一 役員を選任及び解任
- 二 役員報酬等の額の決定
- 三 定款の変更
- 四 事業報告及び決算報告の承認
- 五 事業計画及び予算
- 六 会員の除名
- 七 解散及び残余財産の処分
- 八 その他法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 一 毎事業年度開始1ヵ月前以内
 - 二 理事会において開催の決議が行なわれたとき
 - 三 総正会員数の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集が請求されたとき
- 4 前項第三号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て総会を招集することができる。
 - 一 請求後遅滞なく招集の手続が行なわれない場合
 - 二 請求のあった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第15条 総会の招集は、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催日の2週間前までに、理事長が通知する。

- 2 前条第3項第三号の規定による請求があったときは、理事長は、その日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は理事長とする。ただし、臨時総会の議長は、理事長が出席できないときは会議の都度出席正会員の互選で定める。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員数の3分の2以上の者が出席しなければ、開催することはできない。

(決議)

第18条 総会の決議は、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の3分の2以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の多数を以って行なう。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第19条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面若しくは電磁的方法により議決し、又は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合は、前2条の適用上、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(会員への通知)

第20条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席者の代表2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第22条 この法人には、次の役員を置く。

- 一 理事 15名以上20名以内
- 二 監事 2名又は3名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち1名を副理事長、若干名を常任理事とする。

4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副理事長と常任理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会で選任する。

2 理事長、副理事長、常任理事は、理事会の決議により選任する。

3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 理事のうち3名以内は、学識経験者のうちから選任する。

6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅

滞なく行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する

- 2 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 常任理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 理事長、副理事長、及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- 二 この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること
- 三 理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べること
- 四 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること
- 五 前項の報告をするために必要があると認めるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、理事会を招集すること
- 六 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること
- 七 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- 八 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員任期)

第26条 この法人の役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第22条第1項で定めた役員定数が欠けた場合は、その辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(会長)

第29条 この法人に、理事会の議を経て、1名の会長を置くことができる。

2 会長は、名誉職とする。

3 任期は、第26条第1項及び第2項を準用する。

(顧問)

第30条 この法人に理事会の議を経て、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長の諮問に応じる。

3 任期は、第26条第1項及び第2項を準用する。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

一 自己又は第三者のために行なうこの法人の事業の部類に属する取引

二 自己又は第三者のために行なうこの法人との取引

三 この法人が理事の債務を保証することのほか、理事以外の者との間において行なうこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引を行なった理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は制限)

第32条 この法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法人法第114条第1項の定めにより、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 この法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職

四 管理委託契約約款、使用料規程及び使用料分配規程の制定、変更

五 管理手数料率の制定、変更

(種類及び開催)

第35条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。

一 毎事業年度終了後3ヵ月以内

二 毎事業年度開始1ヵ月前以内

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

一 理事長が必要と認めたとき

二 理事長以外の理事から、理事会の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったとき

三 前号による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

四 監事から請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第三号及び第四号の後段に従って理事会が招集されたときを除く。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に通知する。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第38条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の者が出席しなければ会議を開き議決することができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款で別に定める場合を除き、出席理事の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

2 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(運営委員会)

第42条 この法人の企画運営に関し、理事会の諮問機関として運営委員会を設ける。

2 運営委員は、理事会の議を経て、理事長が任免する。

3 運営委員会に関する細則は、理事会の議を経て別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 移行当初の財産目録に記載された財産
- 二 入会金及び会費
- 三 資産から生じる収入
- 四 事業に伴う収入
- 五 寄附金品
- 六 その他の収入

(資産の種別)

第44条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、別表のとおり。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第45条 この法人の財産は理事長が管理し、基本財産のうち、現金は理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第46条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、出席理事の3分の2以上の決議を経て、総会において、総正会員の3分の2以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決を経て、その一部に限りこれを処分することができる。

(経費の支弁)

第47条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、この法人の事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て総会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 事業報告書の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 理事及び監事の名簿
- 三 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前二項各号の書類については、毎事業年度終了後3月以内に行政庁に提出しなければならない。

(長期借入金)

第51条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、出席理事の3分の2以上の決議を経て、総会において、総正会員の3分の2以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第52条 第46条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除き、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 変更を行なった場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第54条 この法人の解散は、総会の決議その他法人法第148条第一号及び第二号並びに第四号から第七号までに規定する事由によって解散する。

(公益認定取り消し等に伴う贈与)

第55条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第十七号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第56条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第十七号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 補則

(事務局)

第58条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事会の承認を経て、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議を経て理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備え置き等)

第59条 第50条第2項に基づいて備え置く書類のほか、以下の書類及び帳簿をこの法人の事務所に備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- 一 資産台帳及び負債台帳
 - 二 収支計算書
 - 三 理事会及び総会の議事に関する書類
- 2 前項の書類は5年間保存しなければならない。

(細則)

第60条 この定款の施行の細則については、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、法人法及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。
- 2 法人法及び整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立登記を行なったときは、第48の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第7条の規定にかかわらず、この法人の登記の日に社団法人日本複写権センターの正会員である者は、第6条の正会員とみなす。
- 4 第23条第1項の規定にかかわらず、この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。
- 5 第23条第2項の規定にかかわらず、この法人の登記の日の最初の理事長は半田正夫とし、副理事長は瀬尾太一、常任理事は齋藤毅、金原優、上治信悟とする。
- 6 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第49条の規定にかかわらず、移行後最初の総会の定めるところによる。

<別表> 基本財産（第44条関係）

財産種別	金額
銀行預金	2,000万円

公益社団法人 日本複製権センター
役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、当法人の定款第28条の規定に基づき、役員報酬を定めることを目的とする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤役員の手当についてもこの規程に定める。

(定義)

第2条

- 一 役員とは、総会で選任された理事及び監事をいう。
- 二 常勤役員とは、前号の役員のうち、当法人を主たる勤務先とする者をいう。
- 三 報酬とは、当法人が役員に対し、その職務遂行の対価として支払うものをいう。
- 四 通勤手当とは、常勤役員が当法人事務所に通勤するために交通機関を利用する場合に、通勤定期券購入の実費として支給するものをいう。但し通勤経路は最も合理的、経済的なものとし、定期券購入期間は原則として6ヵ月間とする、退任の際は調整又は残余期間の精算を行うものとする。

(報酬の支給)

第3条 常勤役員と当法人の会員団体に属さない非常勤役員及び当法人の総会、理事会、各委員会以外の業務に携わる非常勤役員に対し、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の退職に当たっては、当該役員任期に応じ、退職金を支給することができる。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員の年間報酬額は、別表1のとおりとする。

2 非常勤役員に対する報酬額は、別表2のとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員に対する報酬及び第3条に定める非常勤役員の内、年間報酬対象役員に対する報酬は、毎月、年間報酬額の12分の1の額を当法人職員への給与支払日に支給する。

2 報酬支給対象役員が年度途中で就任若しくは退任する場合は、当該年度の就任時から、若しくは退任時まで、月単位で支給する。ただし、当該月の過半日数をもって1ヵ月とみなす。

3 第3条に定める非常勤役員の内、時間報酬対象役員に対する報酬は、報酬支払対象の業務に携わった月単位で支給する。

(費用)

第6条 当法人は、役員がその職務遂行に当たって費用を負担する、又は負担した場合は、当該役員からの請求に対し、遅滞なく支払う。前払いを要する場合の事前請求の場合も同様とする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）第5条第十三号に定める基準として制定し、認定法第20条第2項に従い、公表する。

附則

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

<別表1> 常勤役員の年間報酬額の上限

役職名	年間報酬額
専務理事	12,000,000 円
常務理事	10,000,000 円
理事	8,000,000 円
監事	6,000,000 円

<別表2>

(1) 非常勤役員の時間報酬額

役職名	時間報酬額
理事長	10,000 円
副理事長	9,000 円
理事	7,000 円
監事	5,000 円

(2) 非常勤役員の年間報酬額の上限

役職名	年間報酬額
理事長	10,000,000 円
副理事長	9,000,000 円
理事	7,000,000 円
監事	5,000,000 円